

公募委員募集

■東浦町男女共同参画推進委員会委員

●内 容

男女共同参画の計画の策定および施策の推進を図ること。主に、第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版の進捗状況に対して意見、提言を行う。

●募集人員 3名

●資 格

- ・平成28年4月1日現在、町内に住所を有する満20歳以上の方
- ※町議会議員および町職員は応募不可

・男女共同参画に対して関心、熱意がある方

●任 期 6月1日～平成30年3月31日

●開催回数 年2回(予定)

●小論文のテーマ

東浦町の男女共同参画推進に対する意見、提言や応募の動機など

●問い合わせ

協働推進課 内線295

☎83-9756

✉kyoudou@town.aichi-higashiura.lg.jp

■東浦町中央図書館協議会委員

●内 容

中央図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、中央図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見、提言を行う。

●募集人員 1名

●資 格

- ・平成28年4月1日現在、町内に住所を有する満18歳以上の方
- ※町議会議員および町職員は応募不可

・図書館活動に対して関心がある方

●任 期 6月1日から2年間

●開催回数 年2回(予定)

●小論文のテーマ 「私と図書館」

中央図書館の運営や活動に対する提言や応募の動機など

●問い合わせ 中央図書館

☎84-2800 ☎84-2802

✉toshokan@town.aichi-higashiura.lg.jp

■共通項目

●資 格 任期中の会議に参加できる方

●報 酬 会議1回につき10,000円

※4時間以内の場合は5,000円

●申し込み

東浦町男女共同参画推進委員会委員は4月28日(木)、東浦町中央図書館協議会委員は4月19日(火)までに応募用紙と小論文(400文字以内)

をファックス、メール、郵送または直接問い合わせ先へ(必着)

※応募用紙は協働推進課および中央図書館で配布または町ホームページからダウンロード可

※面接を行う場合あり

※結果は後日文書で通知

第10回 特別弔慰金の支給

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受けない場合に、特別弔慰金が支給されます。対象は、次の順位による先順位の遺族の方1人のみです。

●対 象

- ①弔慰金の受給権者
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④上記①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(おい、めいなど)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期限 平成30年4月2日まで

●問い合わせ 福祉課 内線129